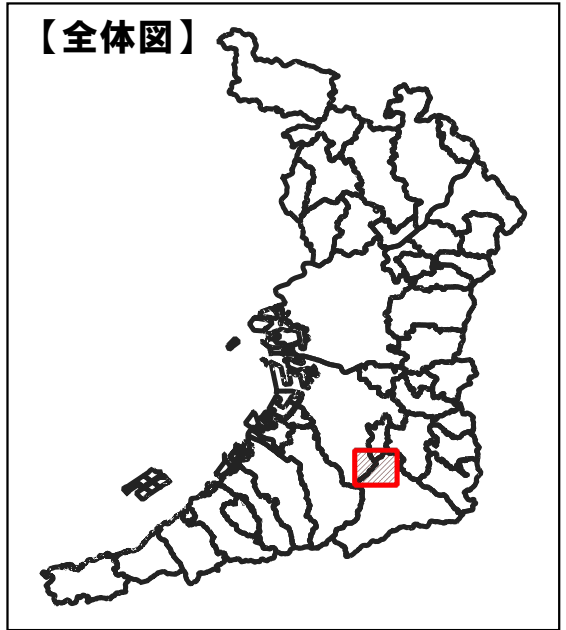
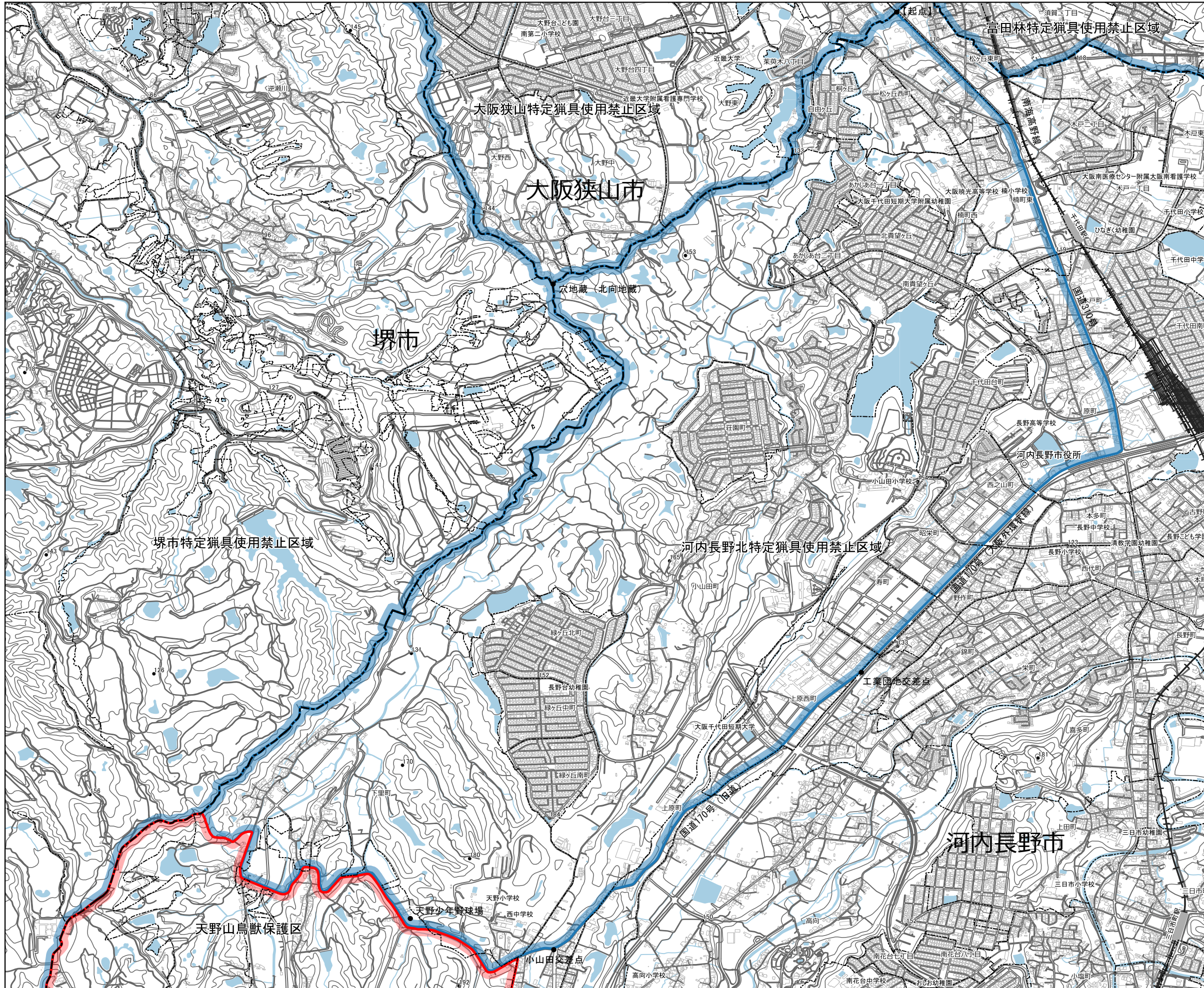


# 48 河内長野北特定猟具使用禁止区域

1:12000  
0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区特別保護地区
  - 特定猟具使用禁止区域(銃)
  - 鳥獣保護区(他府県)

**【指定区域】**  
 国道310号と河内長野市、大阪狭山市の境界線の交点を起点とし、同国道を南進し、大阪外環状線に至り、同線を南西に進み、工業団地前交差点に至る。同交差点から国道170号を南西に進み、水落バス停、小山田交差点を経て、天野少年球技場に至り、市道下里口上条線、市道門前下里線、下里農道を経て河内長野市と堺市の境界に至る。同市境を北東へ進み、河内長野市、堺市、大阪狭山市との交点(北向地蔵)を経て、河内長野市と大阪狭山市との境界を東進して起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。